

平成十九年六月二十二日受領
答弁第三八三三号

内閣衆質一六六第三八三三号

平成十九年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出いわゆる「宙に浮いた年金記録」の確認作業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出いわゆる「宙に浮いた年金記録」の確認作業に関する質問に対する答弁書

1から3までについて

保険料が納付されているか否かの判定に当たつての基準については、総務省に設置した年金記録確認中央第三者委員会において、総務大臣の求めに応じ、総務大臣が行うあつせんに当たつての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項として調査審議することとされており、その公表についても同委員会において調査審議されることとなるものである。

4について

お尋ねについては、申立てを行う方々の負担ができるだけ少なくなるよう、すべての都府県それぞれ一か所と北海道四か所の合計五十か所の各管区行政評価局等に年金記録確認地方第三者委員会を設置したところである。

5について

社会保険オンラインシステム（厚生年金保険及び国民年金等の適用、保険料の徴収、給付並びに年金相談等に使用するコンピュータシステムをいう。以下同じ。）については、同システムの全面的な見直しを

必要とすることから二十四時間稼働可能なシステムに移行することは困難であるが、年金記録に係る相談体制の充実を図るため、本年六月四日より、平日におけるオンライン稼働を原則午後八時まで延長する等の措置を講じたところである。

6 について

御指摘の「トラブルの原因」は、社会保険オンラインシステムの制御プログラムの不具合及び今回の年金記録に係る相談業務の実施のため通常行われない金曜日の延長稼働並びにこれに引き続く土曜日及び日曜日の連続した社会保険オンラインシステムの稼働を行ったことであり、その結果、当該制御プログラムが処理する情報量の多いホストコンピュータ九系統のうち三系統に対し、日曜日のオンライン稼働の命令が正常に行われなかったものである。

今後、当該制御プログラムの不具合を改修することとしているが、それまでの間、今回のような通常の稼働と異なる運用を行う場合には、オンライン接続の処理手順の変更による暫定措置を講ずることとしたほか、事前に正しく稼働することの確認試験を更に徹底して行うこととしている。

御指摘の「費用」については、当該制御プログラムを開発した株式会社エヌ・ティ・ティ・データ自ら

が暫定措置及びプログラム改修を行うこととしており、このための国としての費用負担は生じない。

7について

社会保険事務所における相談業務については、年金記録に係る相談体制の充実を図るため、すべての社会保険事務所において、御指摘の日以外の休日にも、六月十六日及び十七日に年金相談を実施したところであり、今後については、現時点では、六月二十三日、六月二十四日及び七月十四日に開庁を予定している。また、毎週月曜日に加えて他の平日も午後七時まで受付時間を延長したところであり、更なる相談時間帯の拡大については、今後の相談実績等を踏まえて、適切に検討してまいりたい。

8について

臨時の相談窓口の設置については、これまで、平成十九年六月七日に、東京及び大阪の各社会保険事務局において実施したほか、六月八日及び十五日には全国の社会保険事務局において、一斉に実施したところである。今後も、全国の社会保険事務局において、六月二十二日及び二十九日に一斉に実施するとともに、特に相談件数が多い社会保険事務局においては、可能な限り、これ以外にも、随時、積極的に実施することとしている。当該窓口は、繁華街やターミナル駅等の人が多く集まる場所に設置することとして

おり、臨時窓口の設置場所・日時については、各社会保険事務局において、報道機関へのプレスリリースやホームページへの掲載等の広報啓発活動等を通じて周知徹底を図ることとしている。